

(1) いじめの定義

法第 2 条にあるようにいじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な考えと方向性

① 基本的な考え方

全ての子どもは、かけがえのない存在であり社会の宝である。しかしひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。特定の児童だけの問題ではなく、どの児童も被害者はもちろん、加害者になりえるということを正しく理解し、児童の指導・支援に当たる。

② 基本的な方向性

- ・いじめの未然防止：児童が安心して学習や生活のできる学級風土づくり、「わかった喜び」を感じられるような授業づくり、困ったときに相談できるような児童と教職員との信頼関係づくり
- ・いじめの早期発見・早期対応：児童の実態を把握できるようなアンケート等の実施、児童の様子をつかめるような教職員の観察力の強化、早期対応できるような学年体制や相談体制の強化
- ・適切な対応・措置：児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化

(3) いじめ防止基本方針の目的

- ・「児童一人ひとりが安心して、豊かに」学校生活を送れるように組織的にかかわっていく。
- ・「いじめは、許さない」という意識を全教職員が共通理解してもつとともに、いじめを生み出さない学校風土、学級風土づくり、授業づくりを推進していく。（いじめの未然防止）
- ・いじめ事案に対して、組織的に対応することを共通理解し、特定の教員が事案を抱えることのないようにする。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成と運営

いじめ防止に向けて、次の構成員をもって「学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成員：校長、副校長、児童支援専任、教務主任、人権教育担当、養護教諭、子ども支援委員会委員

開催日：月 1 回の定例会を実施する。いじめの疑いがある段階で、定例に関わらず直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合、情報の迅速な共有、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との対応を組織的に行う役割
- ・いじめ防止基本方針の見直しや、各学年の取組の進捗状況のチェックなどいじめ防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う役割
- ・校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し（5 年保

存)、進捗の管理を行う役割

(3) 年間計画

4月	児童理解研修の実施（昨年度からの引き継ぎ）学校いじめ防止基本方針を基にした学年取組の確認
5月	家庭訪問、横浜プログラム、Y-P アセスメント実施
6、7月	個人面談、
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修
9、10月	Y-P アセスメント(2回目)の実施と児童の実態の把握
11月	いじめ解決一斉キャンペーンアンケート(無記名)か、生活アンケート(記名)の実施により実態把握
12月	学校評価アンケート(いじめについての項目あり)の実施、人権週間・いじめ防止月間の取り組み
1～2月	学校評価アンケートの結果を基に、学校いじめ防止基本方針の振り返りと見直し
3月	年度の振り返り、新年度への引き継ぎ
年間	学校いじめ防止対策委員会定例会（月1回）

3 いじめ防止及び早期発見のための取組・事案対処

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組んでいかなければならない。

【いじめの未然防止】

- ・ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動、なかよしタイムを通して、社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、互いを認め合い尊重しあう、学級集団を作る。
- ・ 年間を通して、「Y-P アセスメント」の実施による実態把握や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を進め、社会性やコミュニケーション能力の伸長を図る。
- ・ 重点研究や職員研修を通して、児童一人ひとりが「わかる喜び」を得られるように授業づくりを進めるための教員の力量をつける。
- ・ 「なんでも相談日」や児童支援専任、学校カウンセラーを活用して、児童、保護者が相談できる体制を作る。
- ・ 児童が困ったときに相談できるような関係作りをする。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

【いじめの早期発見】

- ・ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知していく。
- ・ 「Y-P アセスメント」「学校評価」「いじめアンケート」等を実施し、実態把握する。
- ・ 職員会議、学年研、子ども支援委員会等で児童の様子を共有し、全教職員が意識を持って観察する。
- ・ 「なんでも相談日」やスクールカウンセラーへの相談等の情報を共有し、状態の把握に努める。
- ・ インターネットを通じたいじめへの対応及び情報モラル教育の推進
- ・ 児童理解を基盤とした指導づくりをいっそう推進する。

【いじめに対する措置】

- ・ いじめの疑いがある段階で迅速に事実関係を把握し、「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、特定の教職員が抱え込まず、全職員で組織的に解決への対応をする。事案によっては、警察等外部関係機関と連携を行う。
- ・ 被害児童の保護者や加害児童の保護者に対しては、家庭訪問や来校しての事態の報告、今後の対応や指導・支援について報告し、協力を要請する。
- ・ いたずらに解決を急ぐことなく、被害児童の思いに寄り添い、また、加害児童に対しては、行為の重大さ認識できるように指導・支援を行う。解決後にも、継続観察を、常に状態を把握しておく。

【いじめの解消】

- ・少なくとも次の2つの要件が解消されている必要がある。①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

【研修等の実施】

- ・いじめ防止に向け、人権教育や児童理解研修、いじめ対応研修などを計画的に実施し、いじめに対する知識や意識を高め、常にアンテナを高くすることの大切さを身につける。
- ・指導研究を児童理解の視点をもって進め、指導と児童理解両輪とした指導力の向上に日々取り組んでいく。

【地域等との連携】

- ・学校運営協議会、PTA、谷本中学区地区懇談会、緑が丘中地区懇談会を通して、保護者や地域の方といじめ等の問題を共有し、対応していく。

4 重大事態への対処

重大事態「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされており疑いがあると認められるとき」（いじめ防止対策推進法第28条）が発生した場合には、次のように対応する。

【報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

【調査・報告】

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処する。

再発防止も視点に置いた「調査」を実施し、結果を教育委員会に報告する。

【児童・保護者への報告】

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年に1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、見直しを検討し、措置を講じる。